

宇都宮市文化会館条例

昭和53年12月22日

条例第38号

(設置)

第1条 市は、芸術文化の振興及び市民福祉の増進に資するため、文化会館を次のとおり設置する。

名称 宇都宮市文化会館

位置 宇都宮市明保野町7番66号

(使用の許可)

第2条 宇都宮市文化会館（以下「会館」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、会館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第3条 市長は、会館の使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が適当でないとき。

(開館時間及び休館日)

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）が第1及び第3月曜日に当たるときは、その翌日を休館日とする。

- (1) 毎月第1及び第3月曜日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の開館時間若しくは前項の休館日を変更し、又は休館日以外に臨時に休館することができる。この場合において、休館日の変更及び臨時休館については、あらかじめ公示するものとする。

(使用料)

第5条 会館の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1の該当する金額の合計額を使用料として別に定める期限までに納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、設備又は備品を使用する使用者は、別表第2に定める金額の範囲内において、別に定める使用料を納付しなければならない。

（平3条例41・平9条例4・平16条例37・一部改正）

（食堂等の使用）

第6条 会館に附属する食堂又は売店を専用して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて当該施設を使用する者は、別表第3の該当する金額の合計額を使用料として納付しなければならない。

（平3条例41・平9条例4・平16条例37・一部改正）

（使用料の減免）

第7条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者（第6条第1項の許可を受けた者を含む。以下同じ。）が自己の責によらない事由により会館を使用することができないとき。

(2) 使用者が別に定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(3) その他市長が相当の事由があると認めるとき。

（目的外使用等の禁止）

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別の設備等の設置）

第10条 使用者は、会館の使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備をさせることができる。

（使用許可の取消し等）

第11条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、若しくは制限をし、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあつても、市は、その責を負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 第3条各号の規定に該当するとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(使用者の義務)

第12条 使用者は、会館の使用に当たっては、この条例及びこの条例の施行規則を守り、使用する施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を善良な注意をもつて管理しなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、会館の使用が終了したとき、又は第11条前段の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代執行し、これに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者は、施設等をき損し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(入場の制限)

第15条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、会館の入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(遵守事項)

第16条 使用者又は入場者は、会館の使用又は入場に当たっては、別に定める事項を守らなければならない。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、会館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）に会館の管理を行わせることができる。

（平17条例56・全改）

（指定管理者が行う業務の範囲）

第18条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 芸術文化の振興及び市民福祉の増進に資するために必要な事業に関する業務
- (2) 会館の利用の許可及び制限並びに入場の制限に関する業務
- (3) 会館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第2条、第3条、第10条、第11条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（平17条例56・追加）

（指定管理者が行う管理の基準）

第19条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に会館の管理を行わなければならない。

（平17条例56・追加）

（利用料金）

第20条 第18条第1項に規定する場合において、第2条第1項の許可を受けた者は、利用料金を指定管理者に別に定める期限までに納付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、設備又は備品を利用する第2条第1項の許可を受けた者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

3 第5条、第7条及び第8条の規定は、利用料金については、適用しない。

4 第1項に規定する場合において、第2条及び第3条の規定の適用については、第2条の見出し、同条第1項、第3条の見出し及び同条中「使用」とあるのは「利用」とし、第9条の規定の適用については、同条の見出し中「目的外使用等」とあるのは「目的外利用等」とし、同条中「使用者」とあるのは「第2条第1項の許可を受けた者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、第10条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「第2条第1項の許可を受けた者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、第11条の規定の適用については、同条の見出し中「使用許可」とあるのは「利用許可」とし、同条中「使

用者」とあるのは「第2条第1項の許可を受けた者」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用」とあるのは「利用」とし、第12条の規定の適用については、同条の見出し中「使用者」とあるのは「第2条第1項の許可を受けた者」とし、同条中「使用者」とあるのは「第2条第1項の許可を受けた者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、第13条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「第2条第1項の許可を受けた者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、第14条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「第2条第1項の許可を受けた者」とし、第16条の規定の適用については、同条中「使用者」とあるのは「第2条第1項の許可を受けた者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、別表第1の規定の適用については、同表中「使用区分」とあるのは「利用区分」とし、同表備考中「使用者」とあるのは「第2条第1項の許可を受けた者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用時間帯」とあるのは「利用時間帯」とし、別表第2の規定の適用については、同表中「使用時間帯」とあるのは「利用時間帯」とする。

5 指定管理者は、第1項及び第2項の利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(平17条例56・追加)

(利用料金の承認)

第21条 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、利用料金が第17条の管理に係る業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものと認めるときは、前項の承認を与えるものとする。

3 指定管理者は、第1項の承認を受けたときは、速やかにその利用料金を公表しなければならない。

(平17条例56・追加)

(利用料金の減免)

第22条 指定管理者は、市長が特別の事由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平17条例56・追加)

(利用料金の不還付)

第23条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第2条第1項の許可を受けた者が自己の責によらない事由により会館を利用するこ

とができないとき。

(2) 第2条第1項の許可を受けた者が別に定める期間内に当該利用許可の取消し又は変更を申し出た場合において、指定管理者が相当の事由があると認めるとき。

(3) その他市長が相当の事由があると認めるとき。

(平17条例56・追加)

(宇都宮市立南図書館の施設の使用)

第24条 第1条の目的に資するため、宇都宮市立図書館条例（昭和56年条例第25号）第1条に規定する宇都宮市立南図書館の多目的ホールその他の施設を使用させることができる。

2 第2条、第3条、第5条及び第7条から第14条までの規定は、前項の施設に準用する。この場合において、第5条第1項中「別表第1」とあるのは「別表第4」と読み替えるものとする。

(平23条例13・追加)

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平17条例56・旧第18条繰下、平23条例13・旧第24条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(昭和54年規則第23号で第6条及び第18条の規定は昭和54年4月1日から施行)

(昭和54年規則第40号で第2条、第3条、第5条、第7条、第8条及び第11条の規定は昭和54年8月27日から施行)

(昭和54年規則第50号で第4条、第9条、第10条及び第12条から第17条までの規定は昭和54年10月15日から施行)

(平27条例36・一部改正)

(経過措置)

2 この条例施行の際、予算の執行等について「市民会館」とあるのは、「文化会館」と読み替えるものとする。

(平27条例36・一部改正)

附 則（昭和60年3月22日条例第16号）

- 1 この条例は、昭和60年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から昭和61年3月31日までの間の使用に係る使用料については、改正後の宇都宮市文化会館条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月20日条例第41号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成5年12月22日条例第47号）
この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月19日条例第36号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月24日条例第4号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第31号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第38号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第37号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成17年6月24日条例第56号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第17条の規定により管理を委託している文化会館の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から起算して3年を経過する日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定に係る期間の初日の前日）までの間

は、なお従前の例による。

- 3 指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合においては、当該管理を行わせる日前にこの条例による改正前の宇都宮市文化会館条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の宇都宮市文化会館条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成23年3月24日条例第13号）

この条例は、平成23年7月16日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第2号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日条例第36号）

この条例は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第52号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第64号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第2号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年6月30日条例第24号）

この条例は、令和4年8月10日から施行する。

附 則（令和5年3月23日条例第18号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条、第21条関係）

（平3条例41・全改，平5条例47・平7条例36・平11条例31・平15条例38・平16
条例37・平17条例56・平26条例2・令元条例2・一部改正）

(1) ホール

使用区分	金額		
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後5 時まで	午後6時から午後 10時まで

大ホール	入場料等を徴しない場合	平日	33,530円	53,330円	69,300円	
		土曜日、日曜日、休日	41,800円	66,530円	85,800円	
	入場料等の最高額が1,000円以下の場合	平日	50,600円	80,830円	104,500円	
		土曜日、日曜日、休日	63,230円	101,200円	129,230円	
	入場料等の最高額が1,000円を超え、3,000円以下の場合	平日	67,100円	106,700円	138,600円	
		土曜日、日曜日、休日	83,600円	133,630円	171,600円	
	入場料等の最高額が3,000円を超え、5,000円以下の場合	平日	86,330円	138,600円	179,300円	
		土曜日、日曜日、休日	107,800円	173,230円	222,730円	
	入場料等の最高額が5,000円を超える場合	平日	100,630円	160,030円	207,900円	
		土曜日、日曜日、休日	125,400円	199,630円	257,400円	
	小ホール	入場料等を徴しない場合	平日	10,430円	16,500円	20,900円
			土曜日、日曜日、休日	13,200円	20,900円	26,400円
入場料等の最高額が1,000円以下の場合		平日	15,930円	25,300円	31,900円	
		土曜日、日曜日、休日	20,330円	31,330円	40,700円	
入場料等の最高額が1,000円を超え、3,000円以下の場合		平日	20,330円	31,330円	40,700円	
		土曜日、日曜日、休日	25,300円	40,130円	50,600円	
入場料等の最高額が3,000円を超え、5,000円以下の場合		平日	25,300円	40,130円	50,600円	
		土曜日、日曜日、休日	31,900円	50,030円	63,800円	

下の場合				
入場料等の最高額が5,000円を超える場合	平日	30,230円	47,830円	60,500円
	土曜日, 日曜日, 休日	37,400円	58,830円	74,800円

備考

- 1 入場料等とは入場料又はこれに類するものをいい, 入場料等の最高額とは入場料等の1人当たりの徴収額の最高額をいう。
- 2 入場料等を徴収しない場合又は入場料等の最高額が3,000円以下の場合であつても, 使用者が営業活動の一部として行う興行, 商業宣伝, 招待その他これらに類する目的をもつて使用するときの金額は, 入場料等の最高額が3,000円を超え, 5,000円以下の場合において使用するときの金額と同額とする。
- 3 準備又は練習のために使用する場合の金額は, 入場料等を徴収しない場合において使用するときの金額に100分の70を乗じて得た額 (10円未満の端数が生じたときは, その端数を切り捨てた額) とする。
- 4 やむを得ず使用時間帯の前又は後にホールを使用するときの金額(以下「超過金額」という。)は, 当該使用時間帯(2つ以上の使用時間帯を継続して使用する場合には, 直近の使用時間帯とする。)の前又は後それぞれについて, その超過時間30分(30分未満は30分とする。以下同じ。)ごとに当該金額に100分の15を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは, その端数を切り捨てた額)とする。

(2) ホール以外の施設

施設名		金額		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
ホール附属室	リハーサル室	3,300円	5,050円	6,600円
	1号楽屋	760円	970円	1,530円
	2号楽屋			
	3号楽屋	530円	760円	970円
	5号楽屋	970円	1,630円	2,200円
	6号楽屋			
	7号楽屋			

	8号楽屋	530円	760円	970円
	10号楽屋			
	11号楽屋			
展示室	展示室（全室）	午前9時から午後10時まで 19,800円		
	第1展示室	午前9時から午後10時まで 15,830円		
	第2展示室	午前9時から午後10時まで 6,910円		
会議室	第1会議室	4,610円	6,470円	8,230円
	第2会議室	2,850円	4,500円	6,030円
	第3会議室	1,750円	2,410円	2,960円
	第4会議室			
	第5会議室	530円	970円	1,200円
	第6会議室	1,970円	2,850円	3,610円
和室	和室（第1）	1,100円	1,970円	2,300円
	和室（第2）			
練習室	第1練習室	3,300円	5,050円	6,600円
	第2練習室			
研修室		2,200円	3,400円	4,610円

備考

- 1 展示室の利用者が営業活動の一部として行う興行、商業宣伝、招待その他これらに類する目的をもって使用するときの金額は、当該金額に100分の300を乗じて得た額とする。
- 2 超過金額については、ホールの例による。ただし、展示室にあつては、その超過時間30分ごとに当該金額に100分の10を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を超過金額とする。

別表第2（第5条、第21条関係）

（平16条例37・全改，平17条例56・平26条例2・令元条例2・一部改正）

設備又は備品の品目ごとに1使用時間帯につき	19,800円
-----------------------	---------

別表第3（第6条関係）

（平16条例37・全改，平26条例2・令元条例2・一部改正）

施設名	金額
-----	----

食堂	月額 484,000円
売店	月額 44,000円

別表第4（第24条関係）

（平23条例13・追加，平26条例2・平28条例52・令元条例2・一部改正）

(1) 多目的ホール

使用区分		金額			
		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後3時30分まで	午後4時から午後6時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
ホール全体の使用	入場料等を徴しない場合	8,370円	8,370円	5,580円	8,370円
	入場料等の最高額が1,500円以下の場合	10,030円	10,030円	6,690円	10,030円
	入場料等の最高額が1,500円を超え，3,000円以下の場合	12,540円	12,540円	8,350円	12,540円
	入場料等の最高額が3,000円を超え，5,000円以下の場合	16,770円	16,770円	11,180円	16,770円
	入場料等の最高額が5,000円を超える場合	25,170円	25,170円	16,770円	25,170円
舞台のみ	入場料等を徴しない場合	3,060円	3,060円	2,030円	3,060円
	入場料等の最高額が1,500円以下の場合	3,670円	3,670円	2,450円	3,670円
	入場料等の最高	4,590円	4,590円	3,060円	4,590円

	額が1,500円を超え、3,000円以下の場合				
	入場料等の最高額が3,000円を超え、5,000円以下の場合	6,130円	6,130円	4,080円	6,130円
	入場料等の最高額が5,000円を超える場合	9,190円	9,190円	6,130円	9,190円
ホールAのみ の使用	入場料等を徴しない場合	1,720円	1,720円	1,150円	1,720円
	入場料等の最高額が1,500円以下の場合	2,060円	2,060円	1,370円	2,060円
	入場料等の最高額が1,500円を超え、3,000円以下の場合	2,570円	2,570円	1,710円	2,570円
	入場料等の最高額が3,000円を超え、5,000円以下の場合	3,450円	3,450円	2,300円	3,450円
	入場料等の最高額が5,000円を超える場合	5,180円	5,180円	3,450円	5,180円
ホールBのみ の使用	入場料等を徴しない場合	1,720円	1,720円	1,150円	1,720円
	入場料等の最高額が1,500円以下の場合	2,060円	2,060円	1,370円	2,060円

	入場料等の最高額が1,500円を超え、3,000円以下の場合	2,570円	2,570円	1,710円	2,570円
	入場料等の最高額が3,000円を超え、5,000円以下の場合	3,450円	3,450円	2,300円	3,450円
	入場料等の最高額が5,000円を超える場合	5,180円	5,180円	3,450円	5,180円
ホールC のみ の使 用	入場料等を徴しない場合	1,870円	1,870円	1,250円	1,870円
	入場料等の最高額が1,500円以下の場合	2,240円	2,240円	1,500円	2,240円
	入場料等の最高額が1,500円を超え、3,000円以下の場合	2,810円	2,810円	1,870円	2,810円
	入場料等の最高額が3,000円を超え、5,000円以下の場合	3,740円	3,740円	2,500円	3,740円
	入場料等の最高額が5,000円を超える場合	5,620円	5,620円	3,740円	5,620円

備考

- 1 入場料等とは入場料又はこれに類するものをいい、入場料等の最高額とは入場料等の1人当たりの徴収額の最高額をいう。
- 2 準備のために使用する場合の金額は、入場料等を徴しない場合において使用すると

きの金額に100分の70を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 3 やむを得ず使用時間帯の前又は後に多目的ホールを使用するときの金額（以下「超過金額」という。）は、当該使用時間帯（2つ以上の使用時間帯を継続して使用する場合にあっては、直近の使用時間帯とする。）の前又は後それぞれについて、その超過時間30分（30分未満は30分とする。以下同じ。）ごとに当該金額に100分の15を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(2) 多目的ホール以外の施設

使用区分		金額			
		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後3時30分まで	午後4時から午後6時まで	午後6時30分から午後9時30分まで
楽屋	楽屋1	240円	240円	160円	240円
	楽屋2	240円	240円	160円	240円
会議室	会議室1	900円	900円	600円	900円
	会議室2	780円	780円	510円	780円
ギャラリー		810円	810円	530円	810円

備考 超過金額については、多目的ホールの例による。